

## 招聘論文

# ポスト・コーポレーション時代のイスラーム的企業

中央大学総合政策学部教授

櫻井秀子

## <要旨>

本稿では、ポスト・コーポレーション時代の企業のあり方の一つとして、イスラーム的企業に焦点を当てた。コーポレーションは近代的な経済発展の原動力として成長拡大を続けているが、コーポレートランドの風刺にも見られるように、現在ではそれは人々をも支配するほどの権力主体となっている。それを可能としたのは企業の有する法人格に他ならない。しかし他方、イスラームには法人ではなく、人々の間にもそのような仮想的な法人に対する集合認知は芽生えなかつた。なぜならばイスラームでは企業は実体的な人間関係、取引関係からなる述語的存在であり、かつ私益と公益をつなぐ機関だからである。この点を明らかにするために、国家的公領域と私的領域とは別の民衆的な公領域とワクフ（寄進）の関係や、イスラーム圏の会社であるシャリカとワクフとの関係を検討し、福祉・公共志向的な企業の実現を、イスラーム的企業に求められるイノベーションとして提示した。

<キーワード> イスラーム、コーポレーション、ワクフ、法人、喜捨

## 1. はじめに

現在ではごく一般的となっている「コーポレーション」というカタカナ語が、日本企業の経営現場に入ってきたのは、1980年代後半から1990年代前半だが、この時期はグローバル化の幕開けの時代であり、日本では明治期に次ぐ第二の開国時代ともいわれた。そもそも「会社」という語も、「社会」や「個人」という語と同様、明治期に近代化とともに西洋語の翻訳語として登場した言葉である。大澤真幸（2011）によれば、7世紀から現在に至るまで、日本語において外国語から輸入された言葉が漢字（音読み）で表記されることは、外来語に外来性のマークを残すシステムであり、それは西洋語が音写されカタカナ表記になってしまっても変わりはなく、そこには「抽象性」「普遍性」「外在性」が内包されている。これに沿って「会社」という語について大きな流れを追ってみるならば、明治以降に問屋株仲間が株式会社に、そしてグローバル化以降、株式会社がコーポレーションへと表記の変遷をたどり、それぞれの段階においてその抽象性と普遍性のレベルが高まっている。

さらに日本の 1980 年代のバブル期以降の経済・経営用語がカタカタ化している状況については、「仮想的実体性」という点も加えるべきであろう。貨幣がマネーになり、市場がマーケットになり、会社がコーポレーションとなるプロセスでは、身体性、物質性と直結する実体的な経済行為ではなく、イメージが価値をふくらませていく想念が重要な役割を担っている。その現状は、仮想にすぎないものが実体性を帯び、あたかも実在するがごとく機能する「仮想的実体性」といった二律背反の造語をあえて用いなければ説明不可能である。

コーポレーションについては、その新たな実体性に刻印するために CI（コーポレーション・アイデンティティー）が登場したが、それはイメージが企業の実体となり、イメージ・デザインが企業価値の決め手となったことを物語っている。さらにバブル崩壊以降、企業価値の向上とグローバル・スタンダードへの対応のために、コーポレート・ガバナンスを徹底すべく努力を続けている日本企業であるが、その中枢における実際の担当者からは、異口同音にガバナンスの非適合性と虚構性が指摘されているのが実状である。コーポレーションという概念は、いまだ日本企業にとっては外在的なものにとどまっているのではないかという印象をぬぐえない。

青木昌彦（2011）は、コーポレート・ガバナンスにおいてそのルールが人々の間において安定的な期待をもたらし有効に機能するには、「利害調停・調整をはかるための合意可能な基本ルール」があることに加え、その「特定化、公式化が進められていくことが必要」と述べている。そして「日本の江戸時代における幕藩制、商家、家元制度」や「イスラームのワクフ」（後述）にふれ、「さまざまな文化的地域におけるコーポレーション、疑似社団組織の進化に関する歴史比較研究は、…〔中略〕…株式会社の制度配置の進化経路の多様性を理解するのに多大な貢献をする可能性がある」と指摘している。

青木は、株式会社を基体とするコーポレーションを、教会、大学等の非営利組織のコーポレーションと並列してとらえ、その総体をコーポレーションズと複数形で表現しているが、他方イスラームにおいては、いずれの組織もヨーロッパ近代的なコーポレーションへの道をたどることはなく、あくまでも外在的、疑似社団組織にとどまっている。なぜならばイスラームでは、物的資産である企業に人格を与え法人化し、集合認知（青木）の主体としてコーポレーションを社会的合意に仕立て上げるような存在論的な土壤はないからである。別所で述べた利子についてのイスラームの見解（櫻井：2008）と同様、コーポレーションの実体についても非存在なのである。

## 2. コーポレーション不在のイスラーム

Kuran（2011）*The Long Divergence* は、膨大な参考文献を用いた 400 ページにも及ぶ大著であるが、そこでは、イスラーム圏はヨーロッパのように近代化に成功し経済発展を手中に収

められたはず（特にオスマン帝国）なのに、一転、経済的没落と停滞へ向かったのは、ひとえにイスラーム法に原因があるという観点で貫かれている。それは「本来なれたはずなのになくなかった症候群」を患ったとでもいうべき研究であり、オリエンタリズムによる劣等感の移植の根深さとその有効性をあらためて実感させるものである。しかし他方、停滞の原因として繰り返し指摘されるイスラーム法の禁止事項とその根拠は、著者の意に反して、それを認可したヨーロッパの近代化がはらむ本質的な問題点を照らし出している。

Kuran が阻害要因として最も問題視したのは、法人格を認めないイスラーム法であり、その結果としてコーポレーションが発達しなかったことが、イスラーム圏の開発の遅れの主原因であるという。ローマ法の伝統を受け継いだ西ヨーロッパにおいては、古くから教会や大学、ギルド、さらには水場といった公共施設が法人化されており、法人格は企業にも適用され飛躍的な経済発展の原動力となつたが、上述したように、イスラーム社会では同様のプロセスをたどることはなかった。そのような発展を阻んだのは、頑なに法人格を認めないイスラーム法解釈の保守性、硬直性であると Kuran は即断している。しかし、オスマン帝国の裁判記録を詳細に調査したガーバー（1996）は、「オスマン帝国におけるイスラーム法が凍てついて、硬直したなどという表現から程遠い」という結論を導き、「彼らが変化の導入に頑なであったとする見解が、少なくともある程度は、現代西欧の学問の創造になるものではないか」と疑問を投げかけている。したがってイスラーム圏においてコーポレーションが発達しなかつた背景を明らかにするには、「イスラーム法は保守的だから」という一方的な決めつけを前提に論じるべきではなく、むしろイスラーム法がその形成期から現在に至るまで、ローマ法の法人格を採り入れず、あくまでもそれと一線を画していた理由を探ることが重要である。

Kuran は、コーポレーションの誕生を阻止するさまざまな法令や組織がイスラームの中にあることを指摘し、それらを発展の「障害」と呼んだ。しかし彼の分析は、そのような「障害」を負っていない近代社会、すなわちコーポレーションが無制約に拡大する社会が抱える諸問題にはまったく触れていない。近代社会は、近代的理性が目指す合理的組織と体制の構築に向か種々の「障害」を乗り越え、コーポレーションを中心とする発展を遂げたものの、その結果、自然的存在である生身の人間が、コーポレーションによって排除ないしは支配されているのが現状である。

ベイカン（2004）『ザ・コーポレーション』や、2010 年のピューリツツァー賞（時事漫画部門）を受賞した M・フィオーレの風刺アニメ『コーポレートランド』は、圧倒的な資力と権力を備えたコーポレーションが国家に成り代わり、またそれ以上に人間を支配する主体として描かれている。そこでは、コーポレーションが権力主体となってふるまう世界の限界が垣間見えてくる。そして 2011 年 10 月時点で拡大の傾向を見せている、米国ウォール街に始まった抗議

行動の矛先は、肥大化していくコーポレーションの権力とそれを支えるシステムそのものに向けられており、単に富裕層 vs. 貧困層・失業者の対立を示すものとはいえない。それは、「想像による創造」の産物であるコーポレーションが自己拡大する一方で、人々を抑圧的に支配し、その生存をも脅かす存在となっていることに対する糾弾と抵抗ともとらえられる。

他方イスラームにおいて、唯一神アッラーが絶対的な権力者、かつ所有者、立法者であるとの意味は、まさにここにある。イスラームでは、人間の衝動的欲求に準じて一部の者に都合よく制定された法による支配の結果、富の収奪・独占が生じる可能性を、あらゆる局面において制限する方策が施されているのである。

### 3. 天使形態的コーポレーション

近代経営の観点からみれば、イスラームの企業組織は、コーポレーションの欠如態とみなされるわけだが、そもそもコーポレーションとは何か。この点が明らかにされない限りは、なぜイスラームにコーポレーションが発達しなかったかという点も説明できない。よってイスラームの企業概念の検討に入る前に、コーポレーションの本質について若干検討することとしたい。

コーポレーションの一般定義は、(1) 法人格を有することによりそれ自体が契約主体となり、財産を有し、法的紛争の当事者となる能力を持つこと、(2) 所有と経営の分離、(3) 有限责任制、(4) 株式公開と市場における取引、と要約される。そしてこの要件を備えているか否かによって、近代的経営か前近代的経営かに峻別される。なぜならば近代的発展は、法人格を付与された会社が永久存続権を得ることにより、事業の継続と拡大が可能となったことと密接に関係しているからである。

ヨーロッパにおいて合資会社の定款が設けられたのが 1532 年であり、それ以降、出資者は有限责任で匿名の不特定多数者から構成されるようになった（ブローデル：1988）。これはヨーロッパの大航海時代における交易拡大と関わっている。大航海時代の資金需要に応えるために登場したのが、資本のみの結社である株式会社である。そこでは出資者から資本を切り離して譲渡を容易にし、その譲渡方法も譲渡者同士が直接的に行うのではなく、市場を介して匿名で行うことが可能となった。このような非属人的な株式流通の迅速さはさらなる投資を呼び込み、資本流通の地理的拡大を加速させたのである。

だが企業が大規模化するには資本流通の拡大だけでは十分ではなく、それが実現するには国家との提携というステップを踏まなければならない（ブローデル）。国家によって商業独占の特権が付与されたことにより、国家と資本が提携する複合体であるカンパニー（Company）が誕生し、それは国家による軍事的バックアップを得て広大な地域を排他的に支配し、巨大企業へと転じていった。あらためて言うまでもなく、その顕著な例はオランダやイギリスの東インド

会社である。そして国家の代理のごとく機能する企業には法人格が付与され、総裁、代議員、判事、書記から成る一つの政体が組み込まれた（プローデル）。これはまさしく現代のコーポレート・ガバナンスの起点である。

資本の流通領域が拡大し商業ネットワークが整備されるにつれ、ヨーロッパにおいては人々の心性に大きな変化が生じる。それは管理可能な時間が人々の心的構造の中に新たに埋め込まれたのである。キリスト教世界においては、イスラームと同様、時間はあくまで被造物であり、神が創造したものであるがゆえに、それは世界の創造から最後の審判までの間存在する、有限なものとして受け入れられていた。しかしいつ訪れるかわからない終末という不確定要素や時間の持つはかなさは、急成長を遂げる市場の妨げとみなされるようになり、「技術的な事情が、永遠に繰り返されるにもかかわらず永遠に予測不可能な自然環境の時間の上に、計測可能な新しい時間、すなわちある方向性を有する予測可能な時間を重ね合わせる必要を商人に与えた」（ル・ゴフ：2006）のである。

そして時流に呼応するかのように、13世紀には聖トマス・アクィナスが「永遠性と時間性の中間に位置する何ものかである永世」を提示した。さらにそれが神と人間の中間に位置する永世的存在者=天使に帰属するものと定義されたことにより、14—15世紀には人々は「準無限的な連続性」を受け入れるようになり、あたかも世界に終末がないかのように行動するようになったという（カントーロヴィッヂ：2010）。天使は、人間と同様に神の被造物でありながら最後の審判の日を越えて生きる、質料的身体を持たない不可視の聖霊であり、永世の誕生は、三位一体の構造が神の永遠性と現世の時間性の関係にも投影されたことを意味している。そして神の被造物たる時間を売り渡すことになることから禁止されていたウスラ（=中世の利子）に対して、トマス・アクィナスが革新的解釈を施し近代的利子である *interest* を定義した（櫻井：2008）のも偶然の一致ではなく、いざれについても、そのままでは神の教えに反するかたちの社会的変化に対して、三位一体論を応用して解釈することによって導いた解決であったと考えられる。

時間の固有なはかなさから解放された人々は、「永遠に流動し活気に満ちたダイナミズム」（カントーロヴィッヂ）へと身を投じていき、「解放され圧制者となったルネサンス期の人間は、経済的、知的な力を十分に發揮する地位」につき、「己の時間の主人」となったのである（ル・ゴフ）。

そして西ヨーロッパ世界における複式簿記の登場は、商取引を数字で記録し再構成することより、広域に拡大し激動する経済情勢を的確に理解・管理し、少なくとも帳簿の上では「時間を止めること」を可能とした。さらに「借方勘定と貸方勘定は、生身の経営者ではなく事業そのものに属しており永遠に生き続けるかのように」（クロスビー：2004）とらえられるように

なったのである。修道士ルカ・パチョーリ（1445－1517）は、100年前からすでにあった複式簿記を一般向けに解説し広めた功績から「会計の父」と呼ばれるが、実際にそれが事業に用いられるようになったのは、没後100年近く経て設立された東インド会社においてであった（プローデル）。このことより導かれるパチョーリの功績は、複式簿記による企業会計の確立よりも、むしろ帳簿をつける人々の間に、商売以外のものを含むすべての事象を二者択一的に峻別する思考様式を植え付け、それによって彼らを「帳簿に適合するような形で世界を解釈し始める」（クロスビー）ように転換させ、近代経済システムの基礎を固めたことにあったといえよう。

ここで若干ではあるが、イスラーム世界における時間と数字化について述べるならば、時間は、まずイスラームの五行の一つである礼拝と強くつながっている。1日5回の礼拝は、自然の、すなわち神の創造した時間と対応しており、「日の出1時間半前から日の出前まで」というように定められているため、それを守るために、日照時間に対応した曲線を日時計に刻み込んだ日時計を開発した（ターナー：2000）。現在でも礼拝の時刻は、日ごとに異なっている。また数字化については、アッバース朝のアル＝ハワーリズミー（890年頃没）は、インドから採り入れられたゼロとアラビア数字を用いて数字を表記するシステムを整備し、アルジブラ、アルゴリズムといった数学の基礎を築いたが、それは時間と同様、世界の支配のために用いられることはなかった。その知識は、たとえば聖典クルアーンに示された遺産相続に忠実な配分率を決定するために用いられたり、簿記の発達に大きく寄与したのであった（フンケ：1982）。それは礼拝と同様、神の教えにできる限り忠実に従うために開発された手法だったのである。

イスラーム世界では、クルアーンの示す世界に忠実であろうとするがために諸科学が発達したが、他方、近代ヨーロッパ世界では、キリスト教的世界観に代わる別の世界観の構築のために諸科学を用いたといえよう。その結果として、法人という疑似利益である利子や、疑似人間である法人が産み出されたのである。

法人化された株式会社であるコーポレーションは、まさに永世を生きるヒト・モノである。つまりコーポレーションは、法律上はヒトであるが、その一方で、価値の総体であるモノである。ただしそのモノも物質のそれとは異なり、これはその価値が株式によって表象されることによってのみ認識されるモノである。ここでのヒトとモノは、肉体と物質性を持たない、すなわち「非質料的存在者としての不可視の身体を法思考によって与えられた」という意味で「天使形態的」（カントーロヴィッヒ）であることにおいて共通であり、それらに直接触れる事はできない。しかしその存在は軌跡を残すのみで、それは複式簿記の中で数値化された記録となってあらわれている。そしてこのような法人は「法人実在説」（岩井克人：2003）が唱えるところの「法人は個々人の人間を超越する実体性をもち、それ自体が社会の中で意思と目的をもって行動する」という域に達している。

#### 4. シャリカ：イスラームにおける会社

現代の多国籍企業にみられるようにコーポレーションは、天使形態的な拡大によって国家をも凌ぐ勢いで統治力を強め人間を抑圧すらしている。しかし他方、イスラームはコーポレーション不在という「障害」ゆえに、そのような企業の支配的発展を回避している。あるいは K. ポラニーにならえば、それは企業を営利活動の中につなぎとめ、さらには社会に埋め込む機能を果たしている。

イスラーム圏に共通の「シャリカ (sharikah)」は一般に「会社」と訳されるが、それはアラビア語に由来する。その語根の意味は、「共に参画する」「連帶する」「パートナーとなる」であり、そこから導かれる「協業の場」がシャリカである。同じ語根からの派生語であるシャリク (sharik) はパートナーを指し、共同出資のムシャーラカ (musharakah) も同語根の派生語である。アラビア語圏外において、シャリカという語はその由来からすれば外来語の部類に入るが、シャリカは日本語における外来語の位置づけとは異なり外在的ではなく、むしろイスラームを受容した社会の組織として内在的に定着している。なぜならばシャリカは、イスラーム法から導かれる協業のあらわれだからである。

イスラーム法から導かれる協業形態は、ムダーラバ、ムシャーラカという二種類の共同事業契約にもとづき、現代のイスラーム銀行取引の中心を構成している。その契約の詳細は別所（櫻井：2008）にすでに示しているので繰り返さないが、むしろここではムダーラバもムシャーラカも、まず人ありきで事業が成立しており、そこでの所有の主体はあくまで自然的身体を有する人間であり、個々人の緊密なつながりが経営の母体となっている点が重要である。この実体的なつながりを重視すれば当然のことながら、組織はその構成員の寿命に大きく影響を受けることとなる。近代の観点からの難点＝「障害」は、出資者の資金が属人的であるために、出資者が他界した場合に事業の継続性が確保できず、多くは一世代限りとなる点にある。故人の出資金も遺産相続の対象となることで、それが事業から引き上げられてしまうことも多々起こりうることであった。たとえ故人の子どもの一人が出資者としてビジネスを継続したくとも、イスラームにおける遺産相続は、イスラーム法に定められた通りに配分されるため、故人の資産が分散することによりビジネスの継続はほぼ不可能となる。

ちなみにイスラームにおける相続については、聖典クルアーンに明言されている不変のルールであり、必ず遵守されねばならないものである。配偶者、両親、子どもたち（性別、年齢を問わず）はすべて相続権を有し、遺産の配分率は第2章 11-12 節に詳細に定められている。よって事業継続のために、長子や男子といった特定の子どもに対して優先的、集中的に遺産を与えることはできない（ハミードシ=ラー：2005）。また相続人が男性、女性のそれぞれの場合について遺産の配分率が明示されていることからみても、イスラームでは7世紀の時点で女性

に対して相続権と財産権が付与されていたことがわかる。これは同族会社が長男による長子相続によって、大規模で持続的な会社へと発展したフィレンツェ型の会社とは好対照をなしている（プローデル、Kuran）。

前出の Kuran は、イスラーム圏において近代的発展を遂げる機会を逸した原因を、ひとえにイノベーションの意欲や創造性に欠けるムスリム商人に帰着させ、中でも永久存続への道を一步も踏み出さなかった点を問題視する。しかしイスラームでは永続性という点に関してはワクフを基盤とする組織があり、シャリカ（会社）に対してあえて永続性を人為的に付与する必要はなかったのである。

## 5. ワクフが支える公領域

ワクフは一般に寄進と訳されるが、具体的にはモスク、学校、病院、水場、宅地、バーザー、公共用地など、公共の目的のために行う寄進を指す。その起源は預言者ムハンマドの時代にまでさかのぼるが、それが体系化されるのはシャリーアの法制化が確立されるイスラーム暦 2 世紀（＝西暦 9 世紀頃）となる（黒田：2007）。その原義には「とどまる」という意味があり、それは停止した非流動的な状態を意味するが、そこで停止しているのは、財の所有権の移転とその用途であり、ワクフ資産を売却したり、容易にその使用目的を変更したりすることはできない。

神への寄進であるワクフは、神に所有されるゆえに永遠に存続する。他方、シャリカは人間個人の生の有限性に制約を受ける組織である。このようにイスラームでは、神の所有と人間の所有に明確な区別がなされ、それらを混同することは許されない。永遠性は神のもとにおいてのみ可能なのである。ワクフの永続性にいかに人間がかかわるかといえば、それはその管理においてである。イスラームにおいては、神の地上の代理人である民衆が神の所有するものすべてに対し管理責任を負っている。寄進者の意思にもとづくワクフの用途は、ワクフ設立書に明記されており、人々はワクフ設立書の趣旨に忠実にワクフ資産を管理・運用しなければならず、後代の都合でそれを変更することは許されない。

このようなワクフの不動性は、その硬直性ゆえではなく、民衆の自律性の確立によるものとみなされるべきであろう。いいかえればワクフの衰退は民衆力の衰退であり、近代化の過程においてワクフが解体の標的となった背景には、民衆力を低下させるということが主眼であった点を見逃すべきではない。この点を明らかにするには、西欧近代的な公私とイスラームとの相違に着目する必要がある。

西欧近代的な国家観にもとづく「公」と「私」の関係においては、「私」以外はすべて国家的な「公」しかなく、その中間項を構成する「公」がない（Sait&Lim：2006、黒田）。近代化の特徴は民衆の間にある自律的な「公」を国家的「公」へと転換し、前者の領域をできうる限り狭

め、たとえあるにせよ非公式化する過程であった。そして現在、財政的観点から抱えきれなくなった公的部門を民営化しているが、その行く先はかつての民衆的な公的部門ではなく、民間の私的部門である。私的という意味においては、その主体が個人であれ、法人であれ、自己利益の確保が優先され、公は二の次、もしくは私的利益のための障害であれば排除される対象となる。ましてや国家規模の事業は個人ではなく、国家に代わる法人に受け渡されている。そして昨今的新自由主義政策にみられるように、法人は自己利益の確保のためには、セイフティーネットを取り外し、社会的弱者を切り捨てるなどを断行することもいとわないものである。

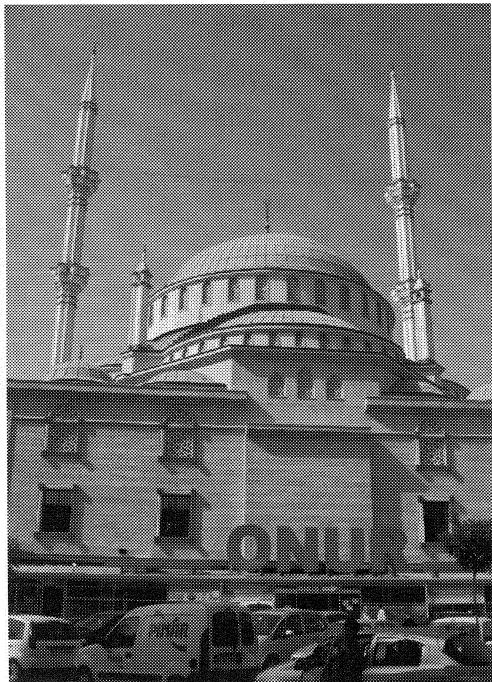
他方イスラームは、この民衆の自律的領域である公領域とそのシステムを「神の権益圏」という堅い防護壁により保護し、為政者という権力者も、国家や企業という権力主体も決して侵すことのできない避難区域として囲い込んだのである。これは西欧近代における私的囲い込みとは全く正反対であり、むしろ民衆による自律的な公領域を確立することで、国家的な支配と私個人的な支配の領域とともに制限したのであった。したがってイスラームにおいては、公=国家、私=個人という二分割ではなく、その間に、ワクフ資産とその組織に裏打ちされた非国家的で民衆的な公領域が横たわり、両者の暴走や結託を阻止している。

Kuran はこのようなワクフの機能によって確立された第三項を compartmentalization と呼び、それを非効率の温床と批判している。しかし観点を変えれば、この第三項としての公的領域の存在はきわめて重要である。現在の新自由主義政策にみられるように、民営化、ないし小さな政府という謳い文句が、ごく一部の者による私物化を許すことになるのは（ジクレール：2004、クライン：2011）、私的領域の暴走であり、それは国家との結託があつて初めて可能となる。このように互いがチェック&バランスを保つことができるのは、ひとえにこの第三項としての民衆的な公領域の不在によるものである。私物化する主体は法人の場合もあれば、自然人の場合もあるが、いずれにせよ、その「私」は強者であり、弱い立場の者は強者たちによる囲い込みにより、本来、公共的であるべき場から排除されてしまうのである。

ワクフの歴史的展開については家族ワクフの登場や解体の政策等、その詳細を示さねばならないが、ここでは紙幅の都合上、近代国家の成立以降は、各国のワクフ省がワクフを管轄し官僚機構に組み入れたと指摘するにとどめる。

## 6. 公共善の実現を目指すワクフ

元来ワクフは不動産の寄進であり、寄進された土地や建物からの収穫物や賃貸料をワクフの維持管理費に充当するのが伝統的であった。すでに述べたように、ワクフの目的は公共と福祉にあり、モスクの建設をはじめ、近代国家の公共政策に匹敵するかたちで、学校、図書館、病院、住居、そして道路や鉄道、灯台にいたるインフラを整備し、それらの運営を行った。その



現代のワクフ：1階はスーパーマーケット、2階はワクフのモスク。1階部分の賃料がワクフの収益となる。

（イスタンブル、筆者撮影）

いった営利目的は含まれない。むしろムタワッリーによるワクフ経営の中心は、ワクフ設立書に記された福祉事業の遂行と施設の維持・管理にあり、それらを怠っていないかは、ウラマー（イスラーム学者）を筆頭とする地域共同体の人々によって構成される、第三者委員会のような委員会によって監督されていた。ワクフが正しく管理されていない場合には、このムタワッリーが訴追の対象となった（ガーバー）。また小規模のワクフについては、イスラーム法廷の裁判官であるカーディーが監督の任に当たった（Sait&Lim, Singer : 2008）。イスラーム法学者であるカーディーはワクフの登記に関わっており、ワクフ設立書にしたがってワクフが運用されているかを調べ、またワクフ転用の申し出があった場合には、その必然性について審議し判断する立場にあった。ただしそのような転用の認可はきわめて稀であったと記録されている（Kuran）。

ワクフにおける利益の流れを簡単に説明すると、大規模寄進の場合、ワクフの土地に大バザールを建設し、そこにはモスクをはじめ、学校、図書館、病院などの公共施設を併設し、店舗やお茶屋、浴場などの営利施設の賃貸料からの収入を、人件費を含むワクフの維持管理費として使用した。ワクフが農地の場合には、それを借り受けた農民は土地の賃料として農作物の一部をワクフに供出するだけでなく、新たな作付けを行いその収穫物を寄進しワクフとともに行われた（黒田）。ワクフを母体とする組織は、公共事業への直接投資はもちろんのこと、

利益は貧困層への食料の配給や住居の建設、医療、教育に当てられたが、ワクフを管理する場は主にモスクであった。モスクは礼拝の場である他に、このようなワクフ資産の経営の最前線でもあり、現在もその機能は維持されている。オスマン帝国ではスルターン（王）や王妃が寄進した莫大なワクフ資産から、庶民が寄進した中小規模の資産に至るまで、すべて管理の対象となったが、当然、そこにはイスラーム法遵守というシャリーア・コンプライアンス（櫻井：2008）の義務があり、透明性とアカウンタビリティーが求められた。ワクフの経営管理の責任はその任を受けたムタワッリー（管財人）である。

ムタワッリーはワクフに指定された事業の遂行を任務とし、それには収入の最大化と

生産部門にも投資し、賃貸経営も行った。

現金による喜捨は、伝統的にザカート、サダカという形式の喜捨（櫻井：2008）によってなされ、それらはモスクを通じて困窮者に配分されていた。しかし 15 世紀以降のオスマン帝国の記録には、現金ワクフという新たな形態のワクフが登場するようになる（ガーバー：1996）。それは全アナトリアやバルカン半島のオスマン帝国領において成長を遂げ、16 世紀には旧来のワクフを凌ぐほどになった。

現金ワクフの合法性については、16 世紀中ごろに、ある重要な学者が「非合法」という判断を下したことに対し、当時の法学的権威者が現金ワクフを容認する見解を出し、それは他の多くのイスラーム学者によって共有されていたという（ガーバー）。その中心論点は現金ワクフの収益がイスラームで禁じられている利子、リバーであるか否かであった。現金ワクフの合法性を支持するイスラーム法学者は、その収益についてはリバーとはみなさなかつたが、それを根拠に現金ワクフを合法とみなしたというよりも、現金ワクフの社会的効用や必要性、そして時代的状況に照らして合法との判断を下している（ガーバー）。当時はすでに、モスクや福祉施設のほとんどが現金に依存している状況にあった。よって現金ワクフを禁じた場合、モスクを中心として展開された公共事業が低迷し、社会的弱者を窮地に陥れ社会不安を生むことが想定されたため、弱者救済と社会的安定を優先して現金ワクフを認めたという経緯が示されている（ガーバー）。これはまさに公共善を最優先した裁定であった。

ただし歴史的にみて現金ワクフの利益の合法性については見解の相違があり、それをめぐつてはたえず論議が展開されている。それがリバーに転じるリスクに常にさらされていることも事実で、そのようにならぬよう監督していたのも法学者であった。そして何をリバーとして認定するかの論議は、現代においても続いている。

## 7. シャリカとワクフのパートナーシップ

ワクフの伝統的な機能を概観しただけでも、それは宗教施設という言葉から一般に想像されるような静的な組織ではないことが窺い知れるであろう。またワクフは Philanthropy foundation という範疇にも收まらず、直接的に福祉や公共事業の投資や経営に関与する企業的な性質さえ帶びている。それはシャリカとのパートナーシップを組むことにより生じたものである。ワクフ資産は営利部門にも流入し、そこからの利益の配分を受け永続的に持続する。シャリカの営利活動で獲得された利益は、ザカート（義務の喜捨）の場合と同様に、ワクフを経由し再投資されることで純化される。このように交換と贈与をつなぎ、営利部門と非営利部門を「市場の双子の部門」にとどめるのがワクフの機能といえる。つまり市場が交換一元化され営利部門のみに占拠されぬように、ワクフが介在しているのである。

このように見ていくと、ワクフの原義である「とどめる」という意味は、シャリカを民衆の公的領域において「とめおく」という意味にも取れる。シャリカは一種の重石のようなワクフと相互補完関係にあるゆえに、完全に私的で天使的形態的な身軽さのコーポレーションとは異なる発展プロセスを歩んでいるとも言えるのではないだろうか。そしてここではすでに説明したシャリカの原義である「共に参画する」「連帶する」「パートナーとなる」という意味にもふたたび着目したい。シャリカがイスラーム共同体の組織である限りにおいて、連帶やパートナーは資本家や事業者に限られない。そこには社会的弱者も含まれるのである。企業としてのシャリカが営利的領域にのみ閉じているならば、それはもはやシャリカではなく、イスラーム法において合法的とはみなされない企業となってしまう。イスラームにおける会社のかたちは、ワクフとつながるシャリカ、社会的弱者と直接つながるシャリカである。特にシャリカとワクフのパートナーシップは、福祉・公共志向的な事業の強力な推進力となる。イスラーム共同体はさまざまなパートナーシップから成り立ち、それを基盤とするゆえに関係重視型経営（櫻井：2010）がとりおこなわれているが、このような相互補完的な関係からなる実体をもつシャリカこそ、イスラーム的企業のあり方ではないだろうか。

現在、近代経営の領域で注目を集めているマイクロ・ファイナンスや社会的企業、CIC（Community Interest Company）は、イスラームにとって伝統的システムに埋め込まれたシャリカのあり方である。しかし課題はシャリカの伝統を現代の環境にいかに再生するかということである。これがまさにイスラーム社会にとってのイノベーションなのである。たとえば現在のマイクロ・ファイナンスの興隆には、ムハンマド・ユヌスのグラミン銀行が貢献したことに特に異論はないと思われるが、彼の自叙伝（ユヌス&ジョリ：1998）から読み取れるのは、彼の育った環境におけるイスラームの喜捨の心性とその伝統的システムが、グラミン銀行の下地に横たわっていることである。女性を対象にした点は別として、グループを編成させ融資した点は、まさに伝統的なシャリカとワクフの関係を彷彿させる。現代のイスラーム銀行もイノベーションの結果である。イスラーム銀行は営利的な投資部門と並行してワクフ基金を設立し、その資金を用いて直接投資し、中低所得者向けの住居の建設（Jordan Islamic Bank）や、土地なしの貧農に対して農地を提供しそこでの農作物の購入から販売までのパートナーシップを組んで行う共同事業（Sudan Islamic Bank）などを行っている（Siraj&Lim）。

このようなイスラーム的投資のさらなる実現を目指すためのイノベーションは、近代的な企業概念そのものの脱構築、すなわちポスト・コーポレーションの模索に見出されるであろう。しかしそれはイスラーム圏にとってのみ必要なことではなく、すでにコーポレートランドの住人となり、公共性や公益を日々失っている国や地域の者にとっても、自らの歴史・文化的観点からポスト・コーポレーションの確立という脱構築的なイノベーションに挑戦することは、喫緊

の課題ではないだろうか。

<参考文献>

- 青木昌彦(2011)『コーポレーションの進化多様性：集合認知・ガバナンス・制度』(谷口和弘訳)NTT出版.
- ペイカン、J.(2004)『ザ・コーポレーション』(酒井泰介訳)早川書房.
- ブローデル、F.(1988)『物質文明・経済・資本主義 15-18世紀 II-2 交換のはたらき 2』(山本淳一訳)  
みすず書房.
- クロスピー、A. W. (2004)『数量化革命：ヨーロッパ霸権をもたらした世界観の誕生』(小沢八重子訳)紀伊  
國屋書店.
- ガーバー、H.(1996)『イスラームの国家・社会・法：法の歴史人類学』(黒田壽郎訳・解説)藤原書店.
- ハミードッラー、M.(2005)『イスラーム概説』(黒田美代子訳)書肆心水.
- フンケ、ジクリト(1982)『アラビア文化の遺産』(高尾利数訳)みすず書房.
- カントーロヴィッチ、E.H. (2010)『王の二つの身体：中世神学研究(下)』(小林公訳)ちくま学芸文庫.
- クライン、ナオミ(2011)『ショック・ドクトリン(上)・(下)』(幾島幸子、村上由見子訳)岩波書店.
- Kuran, Timur(2011) *The Long Divergence: How Islamic Law Held Back the Middle East*, Princeton  
University Press.
- 黒田美代子(2007)「公共空間としてのワクフ」『地域文化研究』地域文化学会、pp113-131.
- 岩井克人(2003)『会社はこれからどうなるのか』平凡社.
- ル・ゴフ、J.(2006)『もう一つの中世のために：西欧における時間・労働・そして文化』(加納修訳)白水社
- 大澤真幸(2011)『社会は絶えず夢を見ている』朝日出版.
- Sait, Siraj & Hilary Lim(2006) *Land, Law & Islam: Property & Human Rights in the Muslim World*,  
Zed Books.
- 櫻井秀子(2008)『イスラーム金融：贈与と交換、その共存のシステムを解く』新評論.
- (2010)「イスラームにおける関係重視型経営」(馬越恵美子・桑名義晴編著『異文化経営の世界：  
その理論と実践』白桃書房、pp.269-286.
- Singer, Amy(2008) *Charity in Islamic Societies*, Cambridge University Press.
- ターナー、H. (2000)『図説 科学で読むイスラム文化』(久保儀明訳)青土社.
- Usmani, Muhammad Taqi (2005) *An Introduction to Islamic Finance*, Maktaba Ma'ariful Qur'an.
- ユヌス、ムハンマド&アラン・ジョリ(1998)『ムハンマド・ユヌス自伝：貧困なき世界をめざす銀行家』  
(猪熊弘子訳)早川書房.
- ジグレール、J.(2004)『私物化される世界：誰がわれわれを支配しているのか』(渡辺一男訳)阪急コミュニケーションズ.